

農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）一部改正 新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>（交付の対象及び補助率）</p> <p>第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1から3までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>[削る。]</u></p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（流用の禁止）</p> <p>第3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 別表2の区分の欄の<u>3</u>の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の経費の相互間における流用</p> <p>(6) [略]</p> <p>（申請手続）</p> <p>第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を地方農政局長等（北海道並びに別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業、別表2の区分の欄の<u>3</u>の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の事業並びに別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p>	<p>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>（交付の対象及び補助率）</p> <p>第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1から3までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 農地情報公開システム本格稼働加速化事業</u></p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（流用の禁止）</p> <p>第3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 別表2の区分の欄の<u>4</u>の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の経費の相互間における流用</p> <p>(6) [略]</p> <p>（申請手続）</p> <p>第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を地方農政局長等（北海道並びに別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業、<u>別表2の区分の欄の3の事業</u>、別表2の区分の欄の<u>4</u>の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の事業並びに別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p>

2 [略]

第5～7 [略]

(契約等)

第8 別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業、別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の事業並びに別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、本要綱の関係条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2・3 [略]

第9～29 [略]

2 [略]

第5～7 [略]

(契約等)

第8 別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業、別表2の区分の欄の3の事業、別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の事業並びに別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、本要綱の関係条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2・3 [略]

第9～29 [略]

附 則（平成\*\*年\*\*月\*\*日付け \*\*経営第\*\*\*\*号）

1 この通知は、平成\*\*年\*\*月\*\*日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表1 [略]

別表2 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次に掲げる事業に要する経費  (1)借受農地管理等事業 (2)農地集積奨励金交付事業 (3)農地中間管理事業等推進事業 ア 都道府県推進事業 イ 農地中間管理機構運営事業 [空白] (4)企業参入促進事業	7/10 定額	都道府県 都道府県 都道府県 [空白] [空白] 農林水産省 経営局長が別に定める 公募要領に基づき応募した者から選定された 団体	[削る。]	事業実施主体の変更 事業の新設、又は 廃止
				[削る。]	事業費の30%を超える増減
2 機構集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 (2)経営転換協力金交付事業 (3)耕作者集積協力金交付	定額	都道府県	[削る。]	事業実施主体の変更 事業の新設、又は 廃止 事業費の30%を超える増減
				経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業と(4)の事業の相互間における経費の増減	

別表1 [略]

別表2 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次に掲げる事業に要する経費  (1)借受農地管理等事業 (2)農地集積奨励金交付事業 (3)農地中間管理事業等推進事業 ア 都道府県推進事業 イ 農地中間管理機構運営事業 (4)企業参入促進事業	7/10 定額	都道府県 都道府県 都道府県 農林水産省 経営局長が別に定める 公募要領に基づき応募した者から選定された 団体	(1)から(3)の経費の合計額の30%を超える増減 経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業の相互間における経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更 事業の新設、又は 廃止
				[新設]	[新設]
2 機構集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 (2)経営転換協力金交付事業 (3)耕作者集積協力金交付	定額	都道府県	(1)から(4)の経費の合計額の30%を超える増減 経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業と(4)の事業の相互間における経費の増減	事業実施主体の変更 事業の新設、又は 廃止 [新設]

	事業 (4)機構集積協力金推進事業						付事業 (4)機構集積協力金推進事業					
[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]		3 農地情報公開システム本格稼働加速化事業	補助事業者が実施要綱第3の3に掲げる事業に要する経費	定額	全国農業委員会ネットワーク機構	経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更 事業の新設、又は廃止
3 機構集積支援事業	補助事業者が実施要綱第3の3に規定する次に掲げる事業に要する経費(1)～(5) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]		4 機構集積支援事業	補助事業者が実施要綱第3の4に規定する次に掲げる事業に要する経費(1)～(5) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表3 [略]

別表3 [略]

別記様式第1号(第4関係)(その1) [略]

別記様式第1号(第4関係)(その1) [略]

別記様式第1号(第4関係)(その2)

[中略]

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業を実施する場合

[中略]

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第13の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[中略]

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する場合

[中略]

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第13の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[中略]

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる事業を実施する場合

[中略]

2 実施要綱第13の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[中略]

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の事業を実施する場合

[中略]

別記様式第1号(第4関係)(その2)

[中略]

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業を実施する場合

[中略]

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第14の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[中略]

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する場合

[中略]

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第14の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[中略]

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる事業を実施する場合

[中略]

2 実施要綱第14の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[中略]

別表2の区分の欄の3の事業並びに同欄の4の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の事業を実施する場合

[中略]

<p>2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。  <u>また、実施要綱第13の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。</u></p> <p>[中略]</p> <p>別表2の区分の欄の<u>3</u>の経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業を実施する場合</p> <p>[中略]</p> <p>3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。  <u>また、実施要綱第13の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。</u></p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1 2の様式は、実施要綱第7の1、<u>第8の1及び第9の1</u>に定める事業計画等に準ずる。</p> <p>[後略]</p>	<p>2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。</p> <p>[中略]</p> <p>別表2の区分の欄の<u>4</u>の経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業を実施する場合</p> <p>[中略]</p> <p>3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。  <u>また、実施要綱第14の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。</u></p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1 2の様式は、実施要綱第7の1、<u>第8の1、第9の1及び第10の1</u>に定める事業計画等に準ずる。</p> <p>[後略]</p>
<p>別記様式第1号(第4関係)(その3)</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1 売買の欄は<u>売買支援実施要綱第4の1の(2)</u>の事業を、貸借の欄の担い手支援(貸借)は同要綱第4の1の(1)の事業を、一般タイプは同要綱第4の2の事業をいう。</p> <p>[後略]</p>	<p>別記様式第1号(第4関係)(その3)</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1 売買の欄は<u>売買支援実施要綱(平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(2)</u>の事業を、貸借の欄の担い手支援(貸借)は同要綱第4の1の(1)の事業を、一般タイプは同要綱第4の2の事業をいう。</p> <p>[後略]</p>
<p>別記様式第1号(第4関係)(その4)～第3号-2(第11第2項関係) [略]</p>	<p>別記様式第1号(第4関係)(その4)～第3号-2(第11第2項関係) [略]</p>
<p>別記様式第4号(第13関係)</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1 「<u>区分</u>」の欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。  2 「<u>出来高事業費</u>」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。</p> <p>[後略]</p>	<p>別記様式第4号(第13関係)</p> <p>[中略]</p> <p>(注) <u>区分欄</u>には、別記様式第1号の記の「3経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。</p> <p>[新設]</p> <p>[後略]</p>
<p>別記様式第5号-1(第14第1項関係)～第10号(第22関係) [略]</p>	<p>別記様式第5号-1(第14第1項関係)～第10号(第22関係) [略]</p>